

## 会 議 録

会議の名称	使用料、補助金等見直し検討部会（第6回）
開催日時	平成22年2月18日（木） （午前）・午後）10時00分 開会 （午前）・午後）12時00分 閉会
開催場所	南館8階 中会議室
出席者	<b>【外部委員】</b> 辻田素子、坪内隆、杉田宗三、棟田勝子 <b>【検討部会員】</b> 楚和企画財政部長、小林財政課長、続木地域教育振興課長、上田政策法務課長、上田政策企画課長、岡本市民生活課長、大西市民活動推進課長、小西福祉政策課長、向條障害福祉課長、染川こども政策課長、山本男女共同参画課長、田中商工労政課長、廣内環境政策課長、山田建設管理課長、河井教育政策課長、松宮学校人権教育課長、島村市民学習課長 <b>【作業部会員】</b> 北川障害福祉課長代理、下園政策企画課長代理、秋元財政課長代理、中村政策法務課長代理、木村市民生活課長代理、足立国保年金課主査、岩崎福祉政策課主査、平林こども政策課係長、岡村男女共同参画課長代理、徳永商工労政課係長、井澤環境政策課主査、福田都市政策課係長、中田建設管理課長代理、野村議事課係長、小島地域教育振興課長代理、山田市民学習課係長
欠席者	白川一郎、辻都市政策課長、萩原消防総務課長、青木市民活動推進課係長、乾教育政策課長代理、加藤学校人権教育課長代理、中井消防総務課長代理
事務局職員	係員3人
開催形態	公開（傍聴者3人）
議題(案件)	(1) これまでの検討状況の報告
配布資料	(1) 使用料等見直しの検討・報告事項 (2) 使用料等見直しのポイント (3) 減免団体一覧（案） (4) 原課から提出された施設別減免団体名簿 (5) 行政が関わる費用の考え方と単価一覧表の整理について (6) 算定基準額（使用料）の算出方法 (7) 施設使用料単価一覧（平均単価分 / 同 実面積 / 同 面積固定） (8) 主な施設の性質別分類例（検討部会案） (9) 北摂各市 市内・市外料金設定状況 (10) 使用料の算定について〔概要〕

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長 ( 企画財政部 長〔以下省略〕)	【議題1 これまでの検討状況の報告】 これまでの検討内容等を踏まえた現状の市の考え方や方向性を、資料1に沿って作業部会員から報告する。
作業部会員	1 減免団体の整理 ( 資料 3 , 4 及び資料 10- 8 に基づき説明 )
議 長	減免制度の取り扱いは、今回の使用料、補助金等の見直しにおける大きな柱の一つである。減免制度は、受益者負担の原則の例外であることを踏まえ、限定的かつ厳正に取り扱っていく。
外部委員	資料4の内容は、現時点で減免対象となると考えられる団体なのか、それとも、今後はこれらの団体に限定して減免を認めるということなのか。
作業部会員	現時点で減免対象となっている団体のうち、見直し後の減免要件を満たすと考えられる団体を挙げている。今後、毎年減免の申請を受け付ける中で、審査の結果、要件を満たす団体があれば新たに減免の適用を認め、反対に、現時点では減免が適用されている団体であっても、要件を満たさなくなった場合には減免対象外とする予定である。 なお、資料については、誤解のないよう、現時点の減免対象団体のみを見直して作成した案であることを明記する。
外部委員	資料4によると、男女共生センターの減免団体には、サークル等も含まれている。このような団体が減免対象となるかどうかは、どのような基準で判断しているのか。
作業部会員	協働の観点から、施策の推進のため市とともに活動していく団体であるか、団体の設立目的や活動内容が市及び当該施設の趣旨に合っているかどうかという基準により判断している。
外部委員	ここに個別の団体の名称を載せる必要はなく、判定基準だけを載せる方がよいのではないか。また、「趣旨に合っているか」という抽象的な判定基準だけでは、利用者は納得し難く、公平性に欠ける恐れもある。
作業部会員	各施設の担当課において、「 法に基づき設置される団体」、「予算書・決算書のある団体」など、更に具体的な審査基準を設けている。また、必要書類の提出を求め、厳正に審査を行っている。

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
外部委員	使用料を減免するという事は、その分を税金で負担するという事であるので、減免制度を適正に取り扱う仕組みづくりが重要である。具体的な審査基準や、提出を求める書類についての資料を示してほしい。
作業部会員	次回の会議で資料を提示する。
外部委員	今回の見直しによって、どのような団体が減免対象外となるのか。資料を示してほしい。
作業部会員	労働センターや消費生活センターについては、今回の見直しによって減免対象外となる団体はないが、公民館やコミュニティセンターでは、多くの団体が対象外となる。次回の会議で資料を提示する。
検討部会員	労働センターでは、団体登録をしてもらっていて、一定の期間ごとに更新を行っている。
外部委員	茨木市は、生涯学習都市宣言をして、生涯学習を推進していくことを示している一方で、生涯学習センターの減免を廃止するということになる。これはどういう考え方なのか。推進のための減免であって、廃止をすれば推進されなくなるのではないか。
作業部会員	減免制度はあくまで特例として限定的に扱われるべきもので、市民が自らの力で活動を行うのが本来のあり方である。今回の見直しでは、料金の見直しも行うので、減免を廃止した分と使用料が下がる分の兼ね合いもある。また、減免を廃止しても生涯学習に取り組まないということではなく、市として引き続き生涯学習の推進に取り組んでいく。
外部委員	今回の見直しで、いのち・愛・ゆめセンターの減免対象から「地域に密着した人権問題解決を目的とした団体」を外すということだが、男女共生センターの減免対象には、男女共生関係のサークルも含まれている。厳密な審査をするのであれば、いのち・愛・ゆめセンターでもこれらと公平な扱いは可能ではないか。
作業部会員	いのち・愛・ゆめセンターは、隣保館としての性格、本来の役割があり、その部分については引き続き推進していく。貸館部分については、コミュニティセンターや公民館等と同じ地域集会施設としての位置づけが可能ではないかと考えている。

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
作業部会員	2 行政が関わる費用の考え方 (資料5, 6に基づき説明)
作業部会員	これまで指摘を受けていた人的経費については、料金の積算根拠から除き、代わりに事務的な手数料として、全施設一律に、一貸出区分につき300円の「事務費」を加算することとしたのが大きな変更点である。
外部委員	事務費の300円は、証明書の発行手数料と同額とのことであるが、発行手数料が改定された場合、事務費の額も変更するのか。
作業部会員	現段階では結論は出していない。また、維持管理経費についても、今回示した額を固定するわけではない。事務の効率化とあわせて検討することになる。
外部委員	「事務費」という考え方は、前回までの人的経費に比べると、市民にとっても納得しやすい。しかし、どの施設でも一律300円という額の設定は、施設の広さなどによって不公平に感じる場合もあるのではないかと。それならば、例えば料金の10%を事務費とするなどの設定にしてはどうか。
作業部会員	部会としても、いろいろと検討してきた。その結果、料金の10%など定率を事務費とするよりも、定額で300円とする方が市民の納得を得られやすいのではないかと考えている。
外部委員	貸出区分ごとに300円の手務費が課されるとすると、部屋を全日(午前・午後・夜間の三区分)借りるためには、3倍の900円の手務費となるが、同じ部屋を連続して借りるのであれば貸出手続は一度で済むので、事務費も300円で良いのではないかと。
作業部会員	貸出手続きは一度で済むが、事務費は手間の実態として計上するのではなく、現状の貸出区分に従って一定の額を計上しており、市職員として何らかの手間はかかっているため、負担はお願いしたい。
外部委員	1日900円の手務費を3分の1ずつとしているという考え方の方が説得力があるのではないかと。つまり、午前中のみ使用する者と、同じ部屋を午後から借りる者がいた場合、両者から900円を徴収すると二重に事務費を課すこ

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>とになる。そこで、900円を貸出区分ごとに割った額、すなわち300円ずつを徴収すると考えることができる。</p> <p>あと、高い部屋と安い部屋の違いがないのはどうなのか。これについては、事務費を受益者負担の何%などにすると、その違いも言えるし、その方が説明しやすいと思う。もう一步踏み込んでみたらどうか。</p>
作業部会員	部屋の違いはあるが、簡単で分かりやすさを基本に、考え出したものである。
外部委員	事務費が定額であれば、維持管理費が低額な部屋の場合、事務費がこれを上回る場合もあるのではないか。例えば、維持管理費が1,000円の部屋に対して900円の手務費がかかるような例はあるのか。
作業部会員	資料7に示すとおり、公民館など維持管理費が小さい施設については、ご指摘のような例も出てくる。このような部屋については、補正を考えていかなければならない。
外部委員	維持管理費が700円のところで900円の手務費をとられると、高い感じがする。事務費が一律なのはどうかと思う。事務費が10%なら70円で済む。検討されたい。
議 長	部屋の広さや維持管理費には確かに差があるが、今回は、行政が関わる総括的な管理運営費用として、一律300円という額を示した。狭い部屋などについては、より市民の納得が得られるよう、定率による設定も視野に入れて検討する。
作業部会員	<p style="text-align: center;">3 料金決定における留意点</p> <p>( 、 について)和室など特別仕様の部屋や小規模な部屋の使用料は、「設備等補正額」を設定する。また、現行料金と改定料金案の乖離が大きい場合は、「激変緩和措置」として、0.8~1.2倍の範囲で補正処理を行う。</p>
外部委員	和室の使用料は、なぜ他の部屋に比べて高額になるのか。他市で和室を使ったことがあるが、一般の部屋とこんなに料金は違わなかったと思う。
作業部会員	茶道の設備などが一つの要因と考えられる。今後、担当課とのヒアリングを実施し、検討していく。

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
作業部会員	<p>( について ) コミュニティセンター、公民館、いのち・愛・ゆめセンターは、市の地域集会施設として位置付け、使用料も統一する。ただし、現行ではコミュニティセンターの料金が高く、これに比べて他の二施設は安いので、各施設とも現行料金と改定料金案の乖離が大きくなる。このため、料金の補正による緩和措置が必要となる。</p>
外部委員	<p>地域集会施設にはそれぞれ対象者があるので、同一の料金にしなくても良いのではないかと。また、コミュニティセンターは新しく、公民館は古いのだから、統一する必要はない。</p>
議 長	<p>将来の方向性として統一していく必要があるとは考えている。現在、各小学校区にコミュニティセンター又は公民館が一施設ずつ整備されているが、現状では、同じ地域集会施設を利用するのにも関わらず、校区にどちらの施設があるかによって料金に差が出るため、今回の見直しでこれらの料金を統一したいと考えている。現行と改定後の料金の乖離には、利用者の負担を考慮して補正を行う。</p>
外部委員	<p>コミュニティセンターは施設自体が新しく、エレベーターも設置されているなど、公民館に比べて利用しやすい面が多い。料金の統一によってコミュニティセンターの料金が下がれば、そちらに利用者が偏るおそれがある。公民館を利用しやすくする工夫も必要だが、現在の市の財政では、それも難しいのではないかと。</p>
議 長	<p>確かに、現状では施設の新旧や使いやすさには差がある。現在、公民館については、空調の入れ替えなど施設の改善にも取り組んでいる。</p>
外部委員	<p>コミュニティセンターの運営に多くの経費がかかっているのに、公民館の利用者がそれを負担するのは納得が得られないのではないかと。また、必ずしも地域内で同料金である必要はなく、使いやすい施設には相応の料金を徴収するのが当然であると思われる。</p> <p>資料中の数字は、地域集会施設の経費を全て合算したもののだが、施設ごとの経費が分かる資料も示してほしい。これを見た上で、料金案が適切であるかどうか判断したい。</p>
作業部会員	<p>次回の会議で資料を提示する。</p>
外部委員	<p>コミュニティセンターと公民館は、もともとの設置目的が異なるため、別の</p>

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
検討部会員	<p>料金が設定されていたはずである。今回、料金を統一するのは、両施設の目的が変化したということなのか。</p> <p>公民館は社会教育施設であり、原則として一般利用は認めないが、社会教育団体等が使用しない空きコマに限って、住民に低額で貸し出していた。一方のコミュニティセンターは、地域集会施設として住民が自由に利用できるものであり、このような違いから料金に差が生まれていた。</p> <p>平成 22 年 4 月から、小学校に併設されていた公民館を独立させてコミュニティセンター化するなど、コミュニティセンター及び公民館の再編を行うにあたって、校区による料金の格差をなくすため、今回の見直しを行うものである。</p> <p>また、現在のコミュニティセンターは、各地域の管理運営委員会が施設の利用料を収入として管理を行っている。今後、公民館も同様に地域住民による管理へ移行していくためにも、両者を同一の料金とすることが適切であると考えている。</p>
外部委員	<p>現時点では、コミュニティセンターが設置されている校区と公民館が設置されている校区はいくつつあるのか。</p>
検討部会員	<p>31 小学校区のうち、コミュニティセンターが 10 校区、小学校併設の地区公民館が 9 校区に設置され、残りの校区には単独の公民館が設置されている。なお、コミュニティセンターと地区公民館の両方が設置されている校区はない。</p>
作業部会員	<p style="text-align: center;">4 受益者（市民）の負担割合 （資料 8 に基づき説明）</p>
作業部会員	<p>前回までの案では、受益者の負担割合は 50%を基本としていたが、今回、受益者負担割合は 100%を基本としたのが大きな変更点である。</p>
外部委員	<p>市民会館等で有料のイベントを開催する場合も、施設の利用料は同額か。</p>
作業部会員	<p>営利目的での施設利用の場合は、現在、割増料金を設定している。今回の見直し後も、この考え方を引き継ぐ予定である。</p> <p>なお、このことについては、資料 10-7(3)にも記載している。</p>

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
作業部会員	5 市外利用者の取り扱い (資料9に基づき説明)
作業部会員	今後も、市内・市外の利用者間で料金差を設ける。ただし、文化財資料館や川端康成文学館は市外利用者のみを有料としているが、各市の同種の施設は市内・市外ともに無料のものが多い。これを考慮して、本市でもこのような施設は全て無料とし、他市からの利用を促したいと考えている。
議 長	今回指摘のあった点については再度検討を行い、次回の会議で考え方や資料を示したい。また、委員から求めのあった資料についても、次回の会議で提示する。  <div style="text-align: right;">以上</div>